

太陽光発電施設設置に関する法令・条例一覧

太陽光発電施設の設置時に関係する主な関係法令と相談窓口をまとめたものです。実際の事業実施に際しては、この他にも関係法令がある可能性もありますので、十分にご確認ください。

| No. | 法律・条例・要綱等の名称 | 主な規制対象（規制概要） | 担当窓口 | |
|---------------------------|-------------------|--|-----------------------------------|--|
| | | | 制度全般 | 手続き先 |
| ① 土地利用・開発行為関係 | | | | |
| 土地取得に関する許認可等項目 | | | | |
| 1 | 国土利用計画法 | 一定面積以上の土地取引には国土利用計画法に基づく届出が必要（第23条1項） （契約を締結した日から起算して2週間以内に届出） 市街化区域 2,000㎡以上 市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上 | 宮城県企画部 地域振興課土地対策班 022-211-2441 | 各市町村 |
| 2 | 公有地の拡大の推進に関する法律 | 都市計画区域内等の土地を有償で譲渡する場合の届出（契約予定日の3週間前までに届出） 1 都市計画法に定める都市計画施設の区域内の200㎡以上の土地 2 都市計画区域内に所在する土地のうち、次に掲げる区域内の200㎡以上の土地 ・道路法による道路区域 ・都市公園法による都市公園を設置する区域 ・河川法による河川予定地 など 3 1及び2以外の市街化区域内の5,000㎡以上の土地 4 1から3まで以外の都市計画区域（市街化調整区域を除く。）の10,000㎡以上の土地 | 宮城県企画部 地域振興課土地対策班 022-211-2441 | 各市町村 |
| 大規模な土地利用に関する許認可等項目 | | | | |
| 3 | 大規模開発行為に関する指導要綱 | 開発面積20ha以上の土地の形質変更を伴う行為について、自然環境保全協定及び災害防止工事等の施行に関する契約の締結 | 宮城県環境生活部 自然保護課自然保護班022-211-2672 | 管轄の各地方振興（地域）事務所（森林管理担当） |
| 4 | 杜の都の風土を守る土地利用調整条例 | 仙台市内の市街化調整区域及び都市計画区域外において、一定規模を超える土地の区画形質の変更及び築造面積1,000㎡を超える太陽光発電施設の新設等を行う場合は、仙台市と事業者との協定締結が必須 | 仙台市都市整備局開発調整課 022-214-8343 | 仙台市都市整備局開発調整課 022-214-8343 |
| 5 | 防災調整池設置指導要綱 | 開発による防災調整池設置に伴う技術指導（1ha以上） | 宮城県土木部 河川課企画調査班 022-211-3173 | 【10ha以上・国直轄河川に直接放流】 東北地方整備局仙台河川国土事務所（022-248-4131） 又は北上川下流河川事務所（0225-95-0194） 【10ha以上・国直轄河川以外に放流/10ha未満・仙台市外 ^{※1} 】 ※1：他法令による許可を必要とする行為の場合は当該許可担当部局 宮城県土木部 河川課企画調査班 022-211-3173 【10ha未満・仙台市内】 仙台市許可担当部局 |

太陽光発電施設設置に関する法令・条例一覧

太陽光発電施設の設置時に関係する主な関係法令と相談窓口をまとめたものです。実際の事業実施に際しては、この他にも関係法令がある可能性もありますので、十分にご確認ください。

| No. | 法律・条例・要綱等の名称 | 主な規制対象（規制概要） | 担当窓口 | |
|---------------------|-------------------|--|---|---|
| | | | 制度全般 | 手続き先 |
| 一定面積以上の行為に関する許認可等項目 | | | | |
| 6 | 土壌汚染対策法 | 3,000㎡以上の土地の形質変更（工事着手の30日前までに届出） （有害物質使用特定施設の設置履歴がある事業場等の敷地にあつては900㎡以上） | 宮城県環境生活部 環境対策課水環境班 022-211-2666 | 【仙台市以外】管轄の県保健福祉事務所（保健所） 【仙台市】仙台市環境局 環境対策課水質係 022-214-8223 |
| 7 | 都市計画法 | 開発許可（第29条） ※主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供することを目的で行う土地の区画・形質の変更に該当する場合、開発許可を要する場合があるため、担当窓口へ相談を行うこと。 | 宮城県土木部 建築宅地課開発防災班 022-211-3244 | 【下記以外】管轄の各土木事務所（建築班） 【1ha以上または市街化調整区域内（下記3市以外）】 建築宅地課開発防災班 022-211-3244 【仙台市内】仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課 （青葉区・泉区）審査指導第一係 022-214-8344 （宮城野区・若林区・太白区） 審査指導第二係 022-214-8319 【石巻市内】石巻市建設部 建築指導課 0225-95-1111 【大崎市内】大崎市建設部 建築指導課 0229-23-8057 |
| 8 | 土砂等の埋立て等の規制に関する条例 | 3,000㎡以上の土地への土砂等の埋立て等（埋立て・盛土・一時堆積）の許可（第7条） | 宮城県環境生活部 循環型社会推進課不法投棄対策班 022-211-2467 | 宮城県環境生活部 循環型社会推進課不法投棄対策班 022-211-2467 |
| 特定の利用目的に関する許認可等項目 | | | | |
| 9 | 温泉法 | 温泉を湧出させる目的での土地の掘削（第3条） ※温泉を湧出させる目的でない掘削の場合（他目的掘削）においても、計画書の提出等が必要となる事案もあるため、担当窓口へ相談を行うこと。 温泉の湧出路を増掘又は湧出量を増加させるために動力を装置する場合（第11条） 温泉源から温泉の採取を業として行おうとする場合（第14条の2、第14条の5） | 宮城県保健福祉部 業務課事業温泉班 022-211-2652 | 【仙台市内】宮城県保健福祉部 業務課事業温泉班 022-211-2652 【仙台市外】管轄の各保健福祉事務所（保健所） |
| 10 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 一般廃棄物処理施設の設置許可（第8条）、産業廃棄物処理業の許可（第14条） 産業廃棄物処理施設の設置許可（第15条） | 宮城県環境生活部 循環型社会推進課施設班 022-211-2648 | 管轄の各保健福祉事務所（保健所） 環境廃棄物班 |
| 11 | 採石法 | 岩石採取計画の認可（第33条） | 宮城県経済商工観光部 産業立地推進課指導調整班 022-211-2731 | 【仙台市以外】 各地方振興（地域）事務所 総務部総務班、産業保安・労政班 【仙台市】 仙台市経済局農林土木課林務係 022-214-8264 |
| 12 | 土地区画整理法 | 土地の形質の変更、建築物その他工作物の新築、改築若しくは増築（第76条） | 【仙台市以外】 宮城県土木部 都市計画課まちづくり推進班 022-211-3159 【仙台市】 仙台市都市整備局 市街地整備部市街地整備課 022-214-8312 | 【仙台市】仙台市都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 （都心・地下鉄沿線を除く区域） 022-214-8312 仙台市都市整備局 市街地整備部 地下鉄沿線まちづくり課 （地下鉄沿線区域） 022-214-8296 仙台市都市整備局 市街地整備部 都心まちづくり課 （都心区域） 022-214-8314 【仙台市以外】各市町村（都市計画区域の指定を受けた市町村） |
| 13 | 砂利採取法 | 砂利採取計画の認可 | 宮城県土木部 河川課水政班 022-211-3172 | 各土木事務所 行政班 |
| 14 | 公有水面埋立法 | 公有水面埋立免許出願（第2条） 出願事項の変更（第13条の2） | 【下記以外】 宮城県土木部 河川課水政班 022-211-3172 | 【下記以外】 管轄の県土木事務所（行政班） |
| | | 竣功認可（第22条） | 【うち港湾区域内】 宮城県土木部 港湾課港政班 022-211-3212 | 【港湾区域内】 宮城県土木部 港湾課港政班 022-211-3212 |
| | | 埋立地の権利の移転又は設定（第27条） 埋立地の用途と異なる利用（第29条） | 【うち漁港区域内】 宮城県水産林政部 水産業基盤整備課漁港管理班 022-211-2941 | 【漁港区域内】 管轄の地方振興事務所（水産漁港部） |

太陽光発電施設設置に関する法令・条例一覧

太陽光発電施設の設置時に関係する主な関係法令と相談窓口をまとめたものです。実際の事業実施に際しては、この他にも関係法令がある可能性もありますので、十分にご確認ください。

| No. | 法律・条例・要綱等の名称 | 主な規制対象（規制概要） | 担当窓口 | |
|---------------------|--------------------------|---|--|--|
| | | | 制度全般 | 手続き先 |
| 区域・地域等に関する許認可等項目（1） | | | | |
| 15 | ふるさと宮城の水循環保全条例 | 水道水源特定保全地域内での開発行為等の届出 指定状況：鳴瀬川・北上川・名取川の流域水道水源特定保全地域 | 宮城県環境生活部 環境対策課環境影響評価班 022-211-2667 | 宮城県環境生活部 環境対策課環境影響評価班 022-211-2667 |
| 16 | 自然公園法 県立自然公園条例 | 【国立公園】 特別地域内及び海域公園地区内での土地の形状変更、工作物の設置、木竹の伐採等(許可) 普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等(工事着手の30日前までに届出) 【国定公園】 特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置、木竹の伐採等(許可) 普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等(工事着手の30日前までに届出) 【県立自然公園】 特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置、木竹の伐採等(許可) 普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等(工事着手の30日前までに届出) | 宮城県環境生活部 自然保護課自然保護班 022-211-2672 | 管轄の各地方振興（地域）事務所（森林管理担当） 松島公園管理事務所 022-355-0333 |
| | | 【国定公園】 公園事業執行の認可 【県立自然公園】 公園事業執行の認可 | 宮城県経済商工観光部 観光政策課公園管理班 022-211-2821 | |
| 17 | 自然環境保全条例 | 県自然環境保全地域、緑地環境保全地域における各種行為の許可・届出（第18,21,26条） | 宮城県環境生活部 自然保護課自然保護班 022-211-2672 | 各地方振興（地域）事務所（森林管理担当） |
| 18 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区特別保護地区内における工作物の設置等（許可）、木竹の伐採（許可）、水面の埋立又は干拓（許可） | 宮城県環境生活部 自然保護課野生生物保護班 022-211-2673 | 【国指定鳥獣保護区特別保護地区】 東北地方環境事務所 野生生物課 022-722-2876 【県指定鳥獣保護区特別保護地区】 各地方振興（地域）事務所（森林管理担当） |
| 19 | 農業振興地域の整備に関する法律 | ・農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画の変更（第8条） ・農業振興地域農用地区域からの除外（第13条） ・農用地区域内における開発許可（第15条の2） | 宮城県農政部 農業振興課農地調整班 022-211-2834 | 各市町村 |
| 20 | 農地法 | 農地又は採草放牧地の権利移動の制限（第3条） 農地の転用の制限（第4条） 農地又は採草放牧地の転用のための権利移転の制限（5条） | 宮城県農政部 農業振興課農地調整班 022-211-2834 | 各市町村農業委員会（女川町産業振興課） |
| 21 | 漁港漁場整備法 | 漁港の区域内の水面又は公共空地において、工作物の建設等をする場合の許可等（第39条） | 宮城県水産林政部 水産業基盤整備課漁港管理班 022-211-2941 | 管轄の地方振興事務所（水産漁港部） |
| 22 | 森林法 | 林地開発許可（第10条の2） | 宮城県環境生活部 自然保護課みどり保全班 022-211-2676 | 各地方振興（地域）事務所（森林管理担当） |
| | | 伐採及び伐採後の造林の届出（第10条の8第1項） 伐採及び伐採後の造林状況報告（森林法第10条の8第2項） ※第1項の届出を提出した場合、伐採完了後等に報告する。 | 宮城県水産林政部 林業振興課地域林業振興班 022-211-2914 | 各市町村林務担当課 |
| | | 保安林解除、保安林の伐採許可・作業許可（第26、34条） | 宮城県水産林政部 森林整備課保安林班 022-211-2325 | 各地方振興（地域）事務所（森林管理担当） |

太陽光発電施設設置に関する法令・条例一覧

太陽光発電施設の設置時に関係する主な関係法令と相談窓口をまとめたものです。実際の事業実施に際しては、この他にも関係法令がある可能性もありますので、十分にご確認ください。

| No. | 法律・条例・要綱等の名称 | 主な規制対象（規制概要） | 担当窓口 | |
|---------------------|--------------|---|--|---|
| | | | 制度全般 | 手続き先 |
| 区域・地域等に関する許認可等項目（2） | | | | |
| 23 | 都市計画法 | 都市計画施設等の区域内における建築の許可（町村の区域）（第53条） 都市計画事業の施設にかかる建築等の制限（町村の区域）（第65条） 風致地区（※）内における建築等の行為の許可（第58条） ※仙台市:大年寺、八木山、愛宕山、霊屋、大崎八幡、北山、台原、安養寺、白石市:白石、大崎市:鳴子 | 宮城県土木部 都市計画課行政班 022-211-3132 | ○第53条,第65条 各市町村（色麻町及び七ヶ宿町を除く） 【仙台市内の風致地区】 仙台市 建設局 百年の杜推進部 百年の杜推進課 022-214-8392 【白石風致地区】 白石市 建設部 都市創造課 0224-22-1325 【鳴子風致地区】 大崎市 建設部 都市計画課 0229-23-8069 |
| 24 | 道路法 | 道路管理者以外の者が行う工事承認（第24条）、占用許可（第32条） | 宮城県土木部 道路課路政班 022-211-3152 | 管轄の各土木事務所（行政班） |
| 25 | 河川法 | 流水の占用の許可（第23条）、流水の占用の登録（第23条の2） 河川区域内の土地の占用の許可（第24条） 河川区域内の工作物の新築等の許可（第26条第1項） 河川区域内の土地の掘削等の許可（第27条第1項） 河川保全区域内での工作物の新築等の許可（第55条第1項） 河川予定地内での工作物の新築等の許可（第57条第1項） | 宮城県土木部 河川課水政班 022-211-3172 | 【国管理河川（一級河川指定区間外）】 東北地方整備局仙台河川国土事務所 022-248-4131 北上川下流河川事務所 022-595-0194 【県管理河川（一級河川指定区間及び二級河川）】 管轄の県土木事務所（行政(第二)班） 【仙台市管理河川（一級河川綱木川及び二級河川梅田川の一部）】 仙台市建設局 河川課調整係 022-214-8836 【市町村管理河川（準用河川）】 各市町村 |
| 26 | 海岸法 | 海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内における占用の許可（第7条第1項） 海岸保全区域における行為の許可（第8条第1項） 一般公共海岸区域内（水面を除く。）での占用の許可（第37条の4） 一般公共海岸区域内（水面）での施設等の新築の許可（第37条の5） | 【下記以外】宮城県土木部 河川課水政班 022-211-3172 | 【下記以外】 管轄の県土木事務所（行政(第二)班） |
| | | | 【うち港湾区域又は港湾隣接地域内の海岸保全区域】 宮城県土木部 港湾課港政班 022-211-3212 | 【港湾区域又は港湾隣接地域内の海岸保全区域】 宮城県気仙沼土木事務所 行政班 0226-24-2539 宮城県仙台塩釜港湾事務所 港政班 022-254-3132 宮城県石巻港湾事務所 港政班 0225-95-6272 |
| | | | 【うち農地保全区域の海岸】 宮城県農政部 農村整備課換地・用地班 022-211-2872 | 【農地保全関係海岸】 管轄の地方振興（地域）事務所（農業農村整備部） |
| | | | 【うち漁港区域内】 宮城県水産林政部 水産業基盤整備課漁港管理班 022-211-2941 | 【漁港区域の海岸】 管轄の地方振興事務所（水産漁政部） |
| 27 | 港湾法 | 港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用又は行為の許可（第37条第1項） 臨港地区内における行為の届出（第38条の2第1項） 水域施設等の建設又は改良の届出（第56条の3第1項(港湾区域、港湾区域の定めのない港湾、特定離島港湾施設)の存する港湾、海洋再生エネルギー発電設備整備促進区域を除く水域)) | 宮城県土木部 港湾課港政班 022-211-3212 | 宮城県気仙沼土木事務所 行政班 0226-24-2539 宮城県仙台塩釜港湾事務所 港政班 022-254-3132 宮城県石巻港湾事務所 港政班 0225-95-6272 |

太陽光発電施設設置に関する法令・条例一覧

太陽光発電施設の設置時に関係する主な関係法令と相談窓口をまとめたものです。実際の事業実施に際しては、この他にも関係法令がある可能性もありますので、十分にご確認ください。

| No. | 法律・条例・要綱等の名称 | 主な規制対象（規制概要） | 担当窓口 | |
|---------------------|--------------------------------|--|--|----------------|
| | | | 制度全般 | 手続き先 |
| 区域・地域等に関する許認可等項目（3） | | | | |
| 28 | 砂防指定地等管理条例 | 砂防指定地内における次の行為の許可（条例第5条第1項） 1 土地の掘削、盛土、のり切り、切土又は開墾 2 土石の採取若しくは鉱物の採掘又は土石若しくは鉱物のたい積若しくは投棄 3 立木竹の伐採 4 樹根、芝草の採取 5 工作物の新築、改築、移転又は除去 6 木竹の滑下若しくは地引による搬出 7 牛、馬その他の家畜の継続的な放牧又はけい留 8 火入れ又はたき火 9 前各号に掲げるもののほか、治水上砂防に支障をおよぼすおそれのある行為で規則で定めるもの ※砂防指定地等管理条例施行規則第2条に掲げる行為を除く | 宮城県土木部 防災砂防課砂防・傾斜地保全班 022-211-3232 | 管轄の各土木事務所（行政班） |
| | 砂防指定地等管理条例施行規則 | | | |
| 29 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為の許可（第7条第1項） 1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 3 のり切、切土、掘さく又は盛土 4 立木竹の伐採 5 木竹の滑下又は地引による搬出 6 土石の採取又は集積 7 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの | 宮城県土木部 防災砂防課砂防・傾斜地保全班 022-211-3232 | 管轄の各土木事務所（行政班） |
| 30 | 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域内における次の行為の許可（第18条第1項） 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表面水のしん透を助長する行為 3 のり切又は切土で政令で定めるもの 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの 5 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの | 宮城県土木部 防災砂防課砂防・傾斜地保全班 022-211-3232 | 管轄の各土木事務所（行政班） |
| 31 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 土砂災害特別警戒区域内で都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で制限用途建築物（※）の建築を行う場合は許可が必要（第10条） ※住宅（自己の居住の用に供するものを除く）、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校および医療施設（政令に定めたものに限る）。 | 宮城県土木部 防災砂防課砂防・傾斜地保全班 022-211-3232 | 管轄の各土木事務所（行政班） |
| 32 | 文化財保護法 文化財保護条例 | ・周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等届出（法第93条、法第94条） ・国及び県指定の史跡・名勝・天然記念物の指定地内では、保存に影響を及ぼす行為の制限（法第128条、条例第36条）、やむを得ず現状変更を行う場合は事前に国等への許可が必要（法第125条、条例第36条）、特別名勝松島指定地内の現状変更は「特別名勝松島保存管理計画」に基づく | 宮城県教育庁 文化財課 （埋蔵文化財）埋蔵文化財第二班 022-211-3685 （国・県指定の史跡・名勝・天然記念物） 保存活用班 022-211-3683 | 各市町村教育委員会 |

太陽光発電施設設置に関する法令・条例一覧

太陽光発電施設の設置時に関係する主な関係法令と相談窓口をまとめたものです。実際の事業実施に際しては、この他にも関係法令がある可能性もありますので、十分にご確認ください。

| No. | 法律・条例・要綱等の名称 | 主な規制対象（規制概要） | 担当窓口 | |
|---------------------|--------------------------------|---|--|--|
| | | | 制度全般 | 手続き先 |
| 区域・地域等に関する許認可等項目（4） | | | | |
| 33 | 景観法 | 景観計画区域内における建築物の建築等の行為の届出（第16条第1項） （工事着手30日前までに届出） 景観計画を策定済みの景観行政団体（市町）については、該当する市町あてに届出を行う。 | 宮城県土木部 都市計画課行政班 022-211-3132 | 【仙台市内】 仙台市都市整備局計画部都市景観課 022-214-8288 【塩竈市内】 塩竈市建設部まちづくり・建築課 022-364-2510 【白石市内】 白石市建設部都市創造課 0224-22-1325 【角田市内】 角田市産業建設部都市整備課 0224-63-2122 【多賀城市内】 多賀城市都市産業部都市計画課 022-368-1141（内422） 【登米市内】 登米市建設部住宅都市整備課 0220-34-2316 【大崎市内】 大崎市建設部都市計画課 0229-23-8069 【蔵王町内】 蔵王町建設課 0224-33-2214 【七ヶ宿町内】 七ヶ宿町農林建設課 0224-37-2115 【大河原町内】 大河原町地域整備課 0224-53-2445 【村田町内】 村田町建設水道課 0224-83-6407 【柴田町内】 柴田町都市建設課 0224-55-2121 【川崎町内】 川崎町建設水道課 0224-84-2306（内線1264） 【丸森町内】 丸森町建設課 0224-72-3032 【松島町内】 松島町企画調整課 022-354-5702 |
| 34 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出（第15条の19） | 宮城県環境生活部 循環型社会推進課施設班 022-211-2648 | 宮城県環境生活部 循環型社会推進課施設班 022-211-2648 |
| 35 | 宮城県漁港管理条例 | 漁港施設の行為の許可等（第10条） | 宮城県水産林政部 水産業基盤整備課漁港管理班 022-211-2941 | 管轄の地方振興事務所（水産漁港部） |
| 36 | 都市公園法 | 公園内に工作物その他の物件又は施設を設けて占用しようとするとき（許可） | 宮城県土木部 都市計画課公園緑地班 022-211-3138 | 【宮城県総合運動公園（有料スポーツ施設及びその周辺以外）、加瀬沼公園、仙台港多賀城地区緩衝緑地、岩沼海浜緑地】 仙台土木事務所 行政第一班 022-297-4117 【矢本海浜緑地、石巻南浜津波復興祈念公園（県工リア）】 東部土木事務所 行政班 0225-94-8692 【宮城県総合運動公園（有料スポーツ施設周辺）、宮城野原公園】 宮城県企画部 スポーツ振興課 022-211-3156 【松島公園】 松島公園管理事務所 022-355-0333 |
| 37 | 航空法 | 空港周辺における建物等設置の制限 | 仙台空港株式会社 空港運用部飛行場運用グループ 022-382-4057 | 仙台空港株式会社 空港運用部飛行場運用グループ 022-382-4057 |
| 38 | 森林整備事業等の施行地等の転用に伴う補助金等の返還措置要領 | 森林整備事業等の施行地の転用に伴う承認 | 宮城県水産林政部 森林整備課森林育成班 022-211-2921 | 管轄の各地方振興（地域）事務所（林業振興担当） |
| その他の手続きに関する許認可等項目 | | | | |
| 39 | 公有財産規則 | 公有財産の貸付（第26、27条） | 宮城県総務部 管財課財産管理班 022-211-2352 | 各財産管理部署 |
| 40 | 公有財産事務取扱要領 | 行政財産の目的外使用許可（第25条） | 宮城県総務部 管財課財産管理班 022-211-2352 | 各財産管理部署 |
| 41 | 公共用財産管理条例 | 公共用財産の使用許可 | 宮城県土木部 用地課管理指導班 022-211-3125 | 管轄の県土木事務所（行政班） |
| 42 | 企業局固定資産等管理規程 企業局固定資産等事務取扱要綱 | 行政財産の貸付、目的外使用許可 | 宮城県企業局 水道経営課 （上水・工水）水道班 022-211-3417 （下水）流域下水道班 022-211-3142 | 宮城県企業局 水道経営課 （上水・工水）水道班 022-211-3417 （下水）流域下水道班 022-211-3142 |

太陽光発電施設の設置時に関係する主な関係法令と相談窓口をまとめたものです。実際の事業実施に際しては、この他にも関係法令がある可能性もありますので、十分にご確認ください。

| No. | 法律・条例・要綱等の名称 | 主な規制対象（規制概要） | 担当窓口 | |
|--------------|-------------------------|---|--|--|
| | | | 制度全般 | 手続き先 |
| ②環境対策 | | | | |
| 43 | 環境影響評価法 電気事業法 | ・第一種：出力が4万キロワット以上の太陽光発電事業 ・第二種：出力が3万キロワット以上4万キロワット未満の太陽光発電事業 | 環境省大臣官房 環境影響評価課 03-3581-3351 | 経済産業省 商務情報政策局産業保安グループ 電力安全課 03-3501-1511 |
| 44 | 環境影響評価条例 | 【仙台市以外】 ・第一種：出力が3万キロワット以上の太陽光発電事業 ・第二種：出力が2万キロワット以上3万キロワット未満の太陽光発電事業 | 宮城県環境生活部 環境対策課環境影響評価班 022-211-2667 | 宮城県環境生活部 環境対策課環境影響評価班 022-211-2667 |
| 45 | 仙台市環境影響評価条例 | 【仙台市内】 ・森林地域で行う面積1ha又は出力400kW以上の太陽光発電事業 ・A地域で行う面積10ha又は出力4,000kW以上の太陽光発電事業 ・B地域で行う面積5ha又は出力2,000kW以上の太陽光発電事業 ※森林地域：森林法第2条第1項に規定する森林の区域、A地域：自然公園、県自然環境保全地域等、 B地域：自然公園の特別地域等 ・上記以外の地域で行う面積20ha又は出力8,000kW以上の太陽光発電事業 | 仙台市環境局環境企画課 022-214-8219 | 仙台市環境局環境企画課 022-214-8219 |
| 46 | 大気汚染防止法 | 一定規模以上のボイラー、廃棄物焼却炉等ばい煙発生施設の設置、一般粉じん発生施設の設置 (工事着手の60日前までに届出) | 宮城県環境生活部 環境対策課大気環境班 022-211-2665 | 【仙台市以外】 管轄の各保健福祉事務所(保健所) 【仙台市内】 仙台市環境局 環境対策課大気係 022-214-8222 |
| 47 | 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法 | 一定規模以上の空気圧縮機、送風機、木材加工機械等の特定施設の設置 (設置工事着手日の30日前までに届出) | 宮城県環境生活部 環境対策課大気環境班 022-211-2665 | 【仙台市以外】 管轄の各保健福祉事務所(保健所)又は各市町村 【仙台市内】 仙台市環境局 環境対策課推進係 022-214-8221 |
| | | 一定規模以上のバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー等を使用する特定建設作業の実施 (作業開始の7日前までに届出) | 宮城県環境生活部 環境対策課大気環境班 022-211-2665 | 【仙台市以外】 各市町村 【仙台市内】 仙台市環境局 環境対策課推進係 022-214-8221 |
| | | 悪臭防止法規制地域 | 宮城県環境生活部 環境対策課大気環境班 022-211-2665 | 【仙台市以外】 各市町村 【仙台市内】 仙台市環境局 環境対策課大気係 022-214-8222 |
| 48 | 水質汚濁防止法 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年6月17日政令第188号)別表第一に規定する特定施設の設置等 (工事着手の60日前までに届出) | 宮城県環境生活部 環境対策課水環境班 022-211-2666 | 【仙台市以外】 管轄の各保健福祉事務所(保健所) 【仙台市内】 仙台市環境局 環境対策課水質係 022-214-8223 |
| 49 | 公害防止条例 | ばい煙等に係る特定施設設置届(第17条) 汚水等に係る特定施設設置届(第26条) 騒音等に係る特定施設設置届(第35条) 悪臭に係る特定施設設置届(第43条) 揚水設備設置届出(第52条) | 宮城県環境生活部 環境対策課大気環境班(ばい煙,騒音,振動,悪臭) 022-211-2665 宮城県環境生活部 環境対策課水環境班(汚水,揚水) 022-211-2666 | 【仙台市以外】 管轄の各保健福祉事務所(保健所)又は各市町村 【仙台市内】 仙台市環境局 環境対策課推進係 022-214-8221(騒音・振動) 同大気係 022-214-8222(ばい煙等・悪臭) 同水質係 022-214-8223(汚水等・揚水) |

太陽光発電施設の設置時に関係する主な関係法令と相談窓口をまとめたものです。実際の事業実施に際しては、この他にも関係法令がある可能性もありますので、十分にご確認ください。

| No. | 法律・条例・要綱等の名称 | 主な規制対象（規制概要） | 担当窓口 | |
|------------------|--------------|--|--------------------------------|--|
| | | | 制度全般 | 手続き先 |
| ③ 設備・事業関係 | | | | |
| 50 | 屋外広告物条例 | 屋外広告物の表示・設置の規制 ※仙台市内は仙台市の屋外広告物条例が適用となる。 | 宮城県土木部 都市計画課行政班 022-211-3132 | 【下記以外】 管轄の各土木事務所（行政班） 【栗原市内】 栗原市建設部建設課 0228-22-1152 【東松島市内】 東松島市復興政策部都市計画課 0225-82-1111 【大和町内】 大和町都市建設課 022-345-7504 |
| 51 | 建築基準法 | 建築確認及び完了検査の手続きが必要になる場合がある | 宮城県土木部 建築宅地課建築指導班 022-211-3243 | 【下記以外】 管轄の各土木事務所（建築班） 【仙台市内】 仙台市都市整備局建築指導課 022-214-8347 仙台市都市整備局建築審査課 022-214-8485 青葉区 建設部 街並み形成課 022-225-7211 宮城野区 建設部 街並み形成課 022-291-2111 若林区 建設部 街並み形成課 022-282-1111 太白区 建設部 街並み形成課 022-247-1111 泉区 建設部 街並み形成課 022-372-3111 【塩竈市内】 塩竈市建設部定住促進課 022-346-1126 【石巻市内】 石巻市建設部建築指導課 0225-95-1111 【大崎市内】 大崎市建設部建築住宅課 0229-23-8057 ※上記によらず指定確認検査機関でも手続き可能。 |

太陽光発電施設設置に関する法令・条例一覧

太陽光発電施設の設置時に関係する主な関係法令と相談窓口をまとめたものです。実際の事業実施に際しては、この他にも関係法令がある可能性もありますので、十分にご確認ください。

| No. | 法律・条例・要綱等の名称 | 主な規制対象（規制概要） | 担当窓口 | |
|------------------|-----------------------|---|---|---|
| | | | 制度全般 | 手続き先 |
| ④着工・運転開始後 | | | | |
| 52 | 航空法 (東京航空局ホームページ) | 昼間障害標識の設置及び届出 (昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の物件で地表又は水面から60メートル以上の高さのもの設置者が、当該物件に昼間障害標識を設置した場合) 航空障害灯の設置及び届出※ (地表又は水面から60メートル以上の高さの物件を設置した場合) ※国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない | 地方航空局の航空灯火・電気技術課 | 地方航空局の航空灯火・電気技術課 |
| 53 | 電波法 | 電波伝搬障害防止区域における高層建築物等予定工事届 (電波伝搬障害防止区域（重要無線通信を確保する目的で総務大臣が指定する区域）に指定された区域内に、地上高31mを超える発電施設を建設する場合) | 東北総合通信局 無線通信部陸上課 022-221-0611 | 東北総合通信局 無線通信部陸上課 022-221-0611 |
| 54 | 電気事業法 | 保安規程の届出手続、主任技術者の選任及び届出手続、工事計画の届出手続、使用前自主検査（自己確認） 手続、使用前安全管理審査手続、電気事故報告 | 関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課 022-221-4947 | 関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課 022-221-4947 |
| 55 | 道路法 | 道路法に基づく車両制限 (車両の諸元(幅、重量、高さ、長さ、最小回転半径等)が車両制限令で定める一般的制限値を超える車両を通行させる場合、許可が必要) | 宮城県土木部 道路課路政班 022-211-3152 | 宮城県土木部 道路課路政班 022-211-3152 |
| 56 | 道路交通法 | ・制限外積載許可手続 (工事等に伴う資材等の搬送時に、積載物の大きさまたは積載方法の制限を超えて運転する場合) | 宮城県警察本部交通部交通規制課 022-221-7171 | 各警察署の交通課 |
| 57 | 文化財保護法 | ・工事中に遺跡や遺物を発見した場合、市町村等への届出が必要（第96条、第97条） | 宮城県教育庁 文化財課埋蔵文化財第二班 022-211-3685 | 各市町村教育委員会 |
| 58 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | 対象建設工事の届出（第10条） | 宮城県環境生活部 循環型社会推進課リサイクル推進班 022-211-2649 | 【下記以外】 管轄の各土木事務所（建築部又は建築班） 【仙台市】 各区役所 建設部 街並み形成課 青葉区 建設部 街並み形成課 022-225-7211 宮城野区 建設部 街並み形成課 022-291-2111 若林区 建設部 街並み形成課 022-282-1111 太白区 建設部 街並み形成課 022-247-1111 泉区 建設部 街並み形成課 022-372-3111 【塩竈市内】 塩竈市建設部定住促進課 022-355-8364 【石巻市内】 石巻市建設部建築指導課 0225-95-1111（内線5674） 【大崎市内】 大崎市建設部建築指導課 0229-23-8057 |